

■漏水による水道使用料の減免について

○対象となる漏水

発生を発見することが困難である給水設備からの地中、床下等における漏水です。

○対象外となる漏水等

下記に該当する場合は、対象外です。

- ・ 外蛇口の開放、その他水道使用者等が故意又は必要な管理を怠ったことにより多量の水を使用した場合
- ・ 水道使用者等の故意又は重大な過失により給水装置を損傷し漏水させた場合
- ・ 水道使用者等が漏水の事実を知らずながら正当な理由なく修繕しない場合
- ・ 給湯器本体及び周辺機器の不具合及び水道使用者等の誤操作により漏水したもの
- ・ 蛇口、立上管、トイレの各器具等漏水を容易に発見できる箇所からの漏水の場合
- ・ 大河原町指定給水装置工事事業者以外の業者が修繕した場合

○減免申請の方法

申請書①「様式第1号 使用水量認定申請書」に必要事項を記入（記入例を参考にしてください。）のうえ、下記添付書類をつけて上下水道課に提出してください。

- ・ 修理前、修理後の漏水箇所の写真（地面を掘削した状況等）
- ・ 撮影日を記入した修理後の水道メーターの指針の写真

■漏水による下水道使用料の減免について

○対象となる漏水

発生を発見することが困難である給水設備からの地中、床下等における漏水で、その水の全部又は一部が公共下水道に流入しなかったことが明らかであると認められる漏水

○対象外となる漏水等

- ・外蛇口の開放、その他水道使用者等が故意又は必要な管理を怠ったことにより多量の水を使用した場合
- ・水道使用者等の故意又は重大な過失により給水装置を損傷し漏水させた場合
- ・水道使用者等が漏水の事実を知らずながら正当な理由なく修繕しない場合
- ・給湯器本体及び周辺機器の不具合及び水道使用者等の誤操作により漏水した場合
- ・蛇口、立上管、トイレの各器具等漏水を容易に発見できる箇所からの漏水の場合
- ・漏水を大河原町指定給水装置工事事業者以外の業者が修繕した場合

※下水道に流入が認められない場合でも、善良な管理をしていれば気づけたケースは、庭の水撒きや洗車に使った水に使ったケースと同様に使用料を徴収します（減免しません。）。

○減免申請の方法

水道使用料の減免申請をした場合には、追加の書類提出は不要です。

下水道使用料の減免申請のみを行う場合は、申請書②「様式第 10 号 汚水量申告書」に必要事項を記入（記入例を参考にしてください。）のうえ、下記添付書類をつけて上下水道課に提出してください。

- ・修理前、修理後の漏水箇所の写真
- ・撮影日を記入した修理後の水道メーターの指針の写真